

青森県立さわらび療育福祉センター地域連携推進会議設置要綱

(目的)

第1条 青森県立さわらび療育福祉センター（以下「センター」という。）の運営について、保護者、学校関係者、福祉施設関係者、有識者等から幅広く意見を聞き、地域との連携により開かれたセンター、特色あるセンターづくりを推進するために設置する。

(役割)

第2条 委員は所長の求めに応じ、次の事項について意見を述べる。

- 1 センターの運営に関すること。
- 2 センターの苦情解決に関すること。
- 3 センター・家庭・学校・地域社会との連携に関すること。
- 4 利用者に対する倫理的問題に関すること。
- 5 その他。

(構成及び任期)

第3条 委員は保護者代表、学校関係者代表、福祉施設関係者代表、及び有識者等の中から所長が4名選任し委嘱する。

- 2 委嘱期間は2年とし、更新することができる。
- 3 所長は特別な事情があるときは、委嘱期間中においても委員の委嘱を解くことができる。
- 4 委員に欠員が生じたときは補欠委員を置くことができる。ただし、その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(意見聴取の方法)

第4条 所長が委員に意見を求める方法は、個別での面談とし、必要に応じ電話等によることができる。

(会議)

第5条 所長は必要に応じて意見を述べ、また、意見交換するために運営評議委員会（会議）を開くことができる。

- 2 地域連携推進会議を開催するには、会議の2週間前までに各委員に対して開催場所、日時、並びに会議に付すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 3 所長は必要に応じて所属職員を会議に出席させ、発言させることができる。
- 4 所長は必要に応じ会議を非公開とすることができる。

(会議録)

第6条 所長は地域連携推進会議を開いたときは会議録を作成し、ホームページで公表する。

(庶務)

第7条 地域連携推進会議に関する事務は、総務課で行う。

(守秘義務)

第8条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の任を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この設置要綱に定めるもののほか、苦情解決に関し必要な事項は所長が定める。

附則 この設置要綱は平成18年10月1日から施行する。

附則 この設置要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則 この設置要綱は令和7年4月1日から施行する。